

猪名川町情報化計画素案に対し

パブリックコメントの実施

意見を募集
8月3日(火)まで

本町では、まちづくりを進めるにあたって、町の重要な計画などを立案する際に、作成段階で情報を公開して住民の皆さんの意見を募集し、検討結果を公表する「パブリックコメント制度」を行っています。
今回は、「猪名川町情報化計画」について、その素案（概要）を公表し、皆さんの意見を募集します。

素案は、情報化推進懇話会（座長＝中村広幸関西学院大学教授、ほか公募委員4人）の提言を反映して作成したもので、猪名川町ホームページ（URL＝1面上部に掲載）でも設置していますのであわせ

も設置していますのであわせ

問合せ
企画政策課
766・8711

をご覧ください。

町議会定例会（6月議会）の審議内容

6月定例会で審議された内容は、次のとおりです。すべての案件について可決、同意されました。

専決報告

町税条例の一部を改正するもの、都市計画法条例の一部を改正するもの、国民健康保険税条例の一部を改正するもの、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの

人事案件

人権擁護委員候補者の推薦「坂井征雄さん（白金）を推薦することにつき意見を求めるもの

条例制定

猪名川町不法投棄防止条例「不法投棄の防止に必要事項を定め、町民、事業者及び土地所有者が協力し、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保するため制定するもの

条例改正

猪名川町非常勤消防団員に係る退職報酬金の支給に関する条例「関係法令の一部改正に伴い、退職報酬金の支給額を引き上げるため改正するもの

童の入所資格等の見直しを行うため改正するもの
その他 平成15年度一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告 平成15年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 平成15年度下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 平成15年度兵庫県土地開発公社の決算書の報告 第5期株式会社いながわフレッシュパーク決算書の報告 動産の購入「消防ポンプ自動車1台を購入するもの

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部改正「組合議員選出区分及び議員の数について改正するもの

猪名川町情報化計画（案）抜粋

第1章 基本方針

■基本理念

猪名川町の基本理念として「人が、情報が交流する豊かな暮らしづくり」を定めます。

■基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とします。

利便性の向上

行政サービスのあり方を見直し、住民の視点に立った行政サービスの提供や改善を行い、住民の満足度を高めます。

積極的な情報提供と参画・協働の推進

住民と行政のコミュニケーションを拡大・深化し、地域内に潜在している人達が活躍できるよう、住民と行政の協働を拡大していきます。

行政事務の効率化・高度化

情報技術の便益を最大限に活用することによって、行政コストの節減を図りながら、行政サービスの質的な向上を実現します。

情報環境の向上

大部分の住民が情報技術を活用した行政サービスを受けられるようにするため、情報アクセシビリティ（情報バリアフリー）への配慮や地域間のインターネット利用環境の格差是正に取り組んでいきます。

第2章 施策の方向（略）

第3章 重点的に取り組む施策

■窓口サービスの充実

・好感度アップ作戦

■多様なメディアの確保と公平性の確保（豊かさ＝選択肢の多さ）

・行政情報提供には多様なメディアを活用
・申請、申込みなどの行政手続きで、利用するメディアにより取り扱いに差異が生じないように公平性を確保
・聴覚障害者への公平性を担保するため、「電話」で対応が可能なものは「ファックス」でも同等の対応とする

■ホームページの充実

・利用者を意識したページづくり
・詳細な情報の提供
・アクセシビリティの確保

■届出等のオンライン化

・電子申請システムの導入

■防災情報の充実

・防災関連情報の充実
・災害時における情報伝達
・災害時安否確認システムの導入

■情報公開の充実

・情報公開コーナーの整備

■猪名川町の魅力ある情報の提供

・「多田銀山（やま）と清流猪名川（かわ）のまち」の情報発信

■住民意見・ニーズの反映と行政への参画の促進

・住民からの意見・苦情への対応のルール化
・よくある質問のデータベース化
・審議会等委員の公募
・職員の住民活動・地域への参加

■地域コミュニティの活性化

・コミュニティ団体や個人の地域活動の紹介
・自治会のネットワーク化

■地域安全運動の展開

・住民の防犯活動への支援
・防犯情報の提供

■業務処理システムの充実

・業務のプロセスの見直し
・庁内LANのさらなる活用
・文書の電子化の推進

■情報学習体制の構築

・継続して利活用するための「IT講習会」を拡充
・情報化に取り組むグループなどへの支援と連携

■インターネットに関する有害環境の調査・啓発

■職員の情報リテラシー（情報処理活用能力）の向上

・情報技術リーダー育成
・直営による研修

■情報セキュリティ対策と個人情報保護

・各情報システムの実施手順策定
・職員への情報セキュリティ対策の周知徹底
・監査の実施
・コンピュータウイルス対策
・人為的漏洩防止
・個人情報保護法の制定に伴う町条例の見直し

■地域間のインターネット利用環境の格差是正

・自治会などの協力を得て、潜在的な利用ニーズの掘り起こし
・高速サービスの個別利用ニーズの把握と、民間事業者への働きかけを強化

■公共施設間ネットワークの整備

・ネットワーク基盤の整備
・学校教育における情報化

第4章 計画の推進（略）

11月3日（祝）

第37回いながわまつり

テーマ

このまち大好き！猪名川町

参加団体の募集

7月16日必着

ながわ9月15日号で募集します。

申込み期限 7月16日必着

申込み方法 広報コミュニティ課、文化体育館、日生・六瀬住民センターに備え付けの用紙に必要事項を記入し、各申込み先に提出してください。町ホームページから、申込み用紙をダウンロードすることができます。また、エクセル様式によりEメールで申込みをすることができます

その他 環境に配慮して「マイバッグ運動の展開、エコトレイの導入」を推奨します。

問い合わせは、それぞれの申込み先へ。



消費生活のアドバイス

> 154 <

公的機関をかたる業者にご用心

たとい県の認可があっても組合設立のための一定基準を満たした認可であり、公的機関ではありませんし、業者の信頼性を保障しているものでもありません。また、業者の中には勧誘時に「わが社は何年間の保証書付」をうたい文句にするところがあります。しかし、いくら業者の保証書があっても、不都合が生じ業者に連絡した際に連絡不能の場合や、無料で補修するとは書いてない。いくら負担するようになんて言っても、公的機関やそれに近い企業から来たかのようにして相手が説明を始めても、向こうのペースに巻き込まれず、身分証明の提出などを求め相手を確認しましょう。リフォームを検討する場合は必ず数社から見積もりをとって、比較検討しましょう。契約を急がせる業者は要注意です。このような契約を解除したい場合は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件で解約できる制度）が出来ます。疑問な点は、消費生活相談コーナー（766・8711）へ。

「事例」県。○住宅。○組合と名乗る所から「県の認可を受けている。最近、県内では住宅のリフォームの苦情が多いので、無料で家を点検し本当にリフォームが必要かどうか見たと、適正な価格を教えよう。必要なら良心的な業者も紹介する。都合の良い日を言って欲しい」と電話がありました。行政ではこのような委託を行っているのでしょうか？

（回答）行政機関がそのような委託をすることはありませぬ。この業者は県の認可はありませんでしたが、○組合の中には、中小企業組合法による組合設立の認可を受けたところもあります。しかし、たとえ県の認可があっても組合設立のための一定基準を満たした認可であり、公的機関ではありませんし、業者の信頼性を保障しているものでもありません。また、業者の中には勧誘時に「わが社は何年間の保証書付」をうたい文句にするところがあります。しかし、いくら業者の保証書があっても、不都合が生じ業者に連絡した際に連絡不能の場合や、無料で補修するとは書いてない。いくら負担するようになんて言っても、公的機関やそれに近い企業から来たかのようにして相手が説明を始めても、向こうのペースに巻き込まれず、身分証明の提出などを求め相手を確認しましょう。リフォームを検討する場合は必ず数社から見積もりをとって、比較検討しましょう。契約を急がせる業者は要注意です。このような契約を解除したい場合は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件で解約できる制度）が出来ます。疑問な点は、消費生活相談コーナー（766・8711）へ。

7月から9月のし尿収集日程

地区名	7月	8月	9月
肝川・銀山・広根	1	2	1
上野・柏梨田	2	3	2
紫合・猪名川荘苑	2・5	4・5	3・6
原・民田	6	5	7
上阿古谷	6	6	7・8
北野	7	9	9
北田原	7	9	9
万善・機並	8・9	10・11	10・13
木津・東山	12	12	14
木津上	13	12	14
木間生・朽原・林田	14・15	12・13	15・16
笹尾	16	18	17
清水・清水東	16・20	18・19	17・21
仁頂寺・島	21	20	22
鎌倉	22	23	22
杉生	23・26・27	24・25・26	24・27
西畑・柏原	28・29・30	27・30・31	28・29・30

都合によって日程が前後することがあります。問い合わせは、生活環境課（766・8712）へ。